

平成 25 年定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
説明資料

◎議案補充説明

- (1) 議案第 53 号 三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正
する条例案について 1

◎所管事項説明

- (1) 組織の見直しについて 5
(2) 「みえ産業振興戦略アドバイザーボード」の検討状況について . . . 7
(3) 「三重県・北海道」産業連携推進会議の設置について 9
(4) 三重県海外ビジネスサポートデスクの取組について 13
(5) 首都圏における営業活動と今後の計画について 15
(6) みえスマートライフ推進協議会について 19
(7) みえグリーンイノベーション構想（案）について 23
(8) 県内中小企業の人材確保・定着支援の取組について 27
(9) 雇用創造懇話会での検討状況について 29
(10) 起業支援型地域雇用創造事業について 33
(11) 企業投資促進制度（案）の概要について 37
(12) サービス産業振興と中心市街地活性化へ向けた取組について 41
(13) 三県（島根県、奈良県、三重県）連携について 45
(14) 三重県観光キャンペーンについて 47
(15) 台湾との交流・連携について 51
(16) 包括外部監査結果に対する対応について (別添 1)
(17) 三重県外郭団体等改革方針（案）について 53
(18) 各種審議会等の審議状況の報告について 57

◎報告事項

- ・リーディング産業展の結果について (別添 2)
・三重県の景気動向調査等の結果について (別添 3)

平成 25 年 3 月 14 日
雇用経済部

◎議案補充説明

議案第53号 三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、関係法律のひとつとして職業能力開発促進法が改正され、一部の規定が条例委任されました。

これに伴い、厚生労働省が定める基準をもとに、各都道府県が条例で定めることとなったものです。

2 改正内容

職業能力開発校以外の施設において行われる教育訓練を当該職業能力開発校において行う職業訓練とみなすことができる（訓練を他の機関に委託できる）要件や、訓練課程ごとの対象者等に関する基準等を条例で規定します。

3 改正の考え方

今回の改正にあたっては、厚生労働省が定める基準をもとに、県が実施する職業訓練に適合した規定を整備しました。

4 施行期日

平成25年4月1日から施行します。

○三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | |
|---|--|--|-----------|--|--|-----------|--|-----------|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十五条の六、第十六条第一項及び第三項、第十九条、第二十三条第一項並びに第二十八条第一項の規定に基づき、公共職業能力開発施設の名称、位置その他運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第一条の二 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第二条 公共職業能力開発施設として設置する職業能力開発校（以下単に「職業能力開発校」という。）の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第四項の規定に基づき、職業能力開発施設の名称、位置その他運営について必要な事項を定めるものとする。</p> | | | | | | | | |
| <table border="1" data-bbox="1131 151 1232 742"> <tr> <td data-bbox="1176 151 1232 582">名称 (略)</td> <td data-bbox="1131 151 1176 582"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 582 1232 742">位置 (略)</td> <td data-bbox="1131 582 1176 742"></td> </tr> </table> <p>2 職業能力開発校には、附属施設として寄宿舎を2設置することができる。</p> <p>(業務)</p> <p>第三条 職業能力開発校の業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(訓練課程等)</p> <p>第四条 普通職業訓練の訓練課程は、長期間のものにあつては普通課程とし、短期間のものにあつては短期課程とする。</p> <p>2 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業能力の開発及び向上を図ることが必要であるとして認められる者に対する迅速かつ効果的な職業訓練であることとする。</p> <p>3 第一項の普通課程に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次に掲げる事項の区分に依り、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 訓練対象者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校を卒業した者又は</p> | 名称 (略) | | 位置 (略) | | <table border="1" data-bbox="1131 821 1232 1412"> <tr> <td data-bbox="1176 821 1232 1252">名称 (略)</td> <td data-bbox="1131 821 1176 1252"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1252 1232 1412">位置 (略)</td> <td data-bbox="1131 1252 1176 1412"></td> </tr> </table> <p>2 前項の技術学校には、付属施設として寄宿舎を2設置することができる。</p> <p>(業務)</p> <p>第三条 技術学校の業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(訓練課程等)</p> <p>第四条 普通職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。</p> | 名称 (略) | | 位置 (略) | |
| 名称 (略) | | | | | | | | | |
| 位置 (略) | | | | | | | | | |
| 名称 (略) | | | | | | | | | |
| 位置 (略) | | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>これらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。</p> <p>二 訓練期間 一年以上二年以内で職業能力の開発及び向上を図ることができる適切な期間</p> <p>4 第一項の短期課程に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 訓練対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。</p> <p>二 訓練期間 一年以内で職業能力の開発及び向上を図ることができる適切な期間</p> <p>5 前二項に掲げるもののほか、普通課程及び短期課程の教科、訓練時間、設備その他の基準は、規則で定める。</p> <p>(入校許可等)</p> <p>第五条 職業能力開発校に入校しようとする者は、規則で定めるところにより願書その他必要な書類を提出し、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>2 前項の普通課程及び短期課程における訓練科、期間及び定員については、規則で定める。</p> <p>(入校許可等)</p> <p>第五条 技術学校に入校しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(生徒等に対する指示)</p> <p>第六条 知事は、技術学校の施設及び物品の保全、訓練中の安全、衛生の保持その他技術学校の管理上必要があるときは、当該職員に、前条第一項の許可を受けた者（以下「生徒」という。）その他の関係者に対し必要な指示をさせることができる。</p> <p>(退校処分)</p> <p>第七条 知事は、生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、退校を命ずることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は前条の指示に従わないとき。</p> <p>(授業料等)</p> <p>第八条 技術学校に在籍する者は授業料を、入校を志願する者は入校選抜手数料を、入校する者は入校料を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する者は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(授業料等の不還付)</p> |
| <p>これらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。</p> <p>二 訓練期間 一年以上二年以内で職業能力の開発及び向上を図ることができる適切な期間</p> <p>4 第一項の短期課程に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 訓練対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。</p> <p>二 訓練期間 一年以内で職業能力の開発及び向上を図ることができる適切な期間</p> <p>5 前二項に掲げるもののほか、普通課程及び短期課程の教科、訓練時間、設備その他の基準は、規則で定める。</p> <p>(入校許可等)</p> <p>第五条 職業能力開発校に入校しようとする者は、規則で定めるところにより願書その他必要な書類を提出し、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>2 前項の普通課程及び短期課程における訓練科、期間及び定員については、規則で定める。</p> <p>(入校許可等)</p> <p>第五条 技術学校に入校しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(生徒等に対する指示)</p> <p>第六条 知事は、技術学校の施設及び物品の保全、訓練中の安全、衛生の保持その他技術学校の管理上必要があるときは、当該職員に、前条第一項の許可を受けた者（以下「生徒」という。）その他の関係者に対し必要な指示をさせることができる。</p> <p>(退校処分)</p> <p>第七条 知事は、生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、退校を命ずることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は前条の指示に従わないとき。</p> <p>(授業料等)</p> <p>第八条 技術学校に在籍する者は授業料を、入校を志願する者は入校選抜手数料を、入校する者は入校料を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する者は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(授業料等の不還付)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>第八条 (略)</p> <p>(授業料の減免等)</p> <p>第九条 知事は、経済的理由によつて授業料の納付が困難であると認められる者その他特に必要があると認められる者については、規則で定めるところにより、授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p> <p>(職業訓練指導員の要件)</p> <p>第十条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項の都道府県知事の免許を受けた者又はこれと同項以上の能力を有する者として規則で定める者とする。</p> | <p>第九条 (略)</p> <p>(授業料の減免等)</p> <p>第十条 知事は、経済的理由によつて授業料の納付が困難であると認められる者その他特に必要があると認められる者については、授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>○職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表 (附則第二項関係)</p> | |
| <p>改正案</p> <p>(訓練指導手当)</p> <p>第四条の二 訓練指導手当は、職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員である職員が職業訓練指導に従事したとき、農業大学校に勤務する職員が農業実習教育に従事したとき及び消防学校に勤務する職員が消防の実科訓練の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 (略)</p> | <p>現行</p> <p>(訓練指導手当)</p> <p>第四条の二 訓練指導手当は、高等技術学校に勤務する職業訓練指導員である職員が職業訓練指導に従事したとき、農業大学校に勤務する職員が農業実習教育に従事したとき及び消防学校に勤務する職員が消防の実科訓練の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 (略)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>○三重県行政手続条例の一部を改正する条例案新旧対照表 (附則第三項関係)</p> | |
| <p>改正案</p> <p>(適用除外)</p> <p>第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 学校、職業能力開発校、教育センター又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導</p> <p>四〇十一 (略)</p> | <p>現行</p> <p>(適用除外)</p> <p>第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 学校、高等技術学校、教育センター又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導</p> <p>四〇十一 (略)</p> |

(1) 組織の見直しについて

平成25年度 雇用経済部組織概要

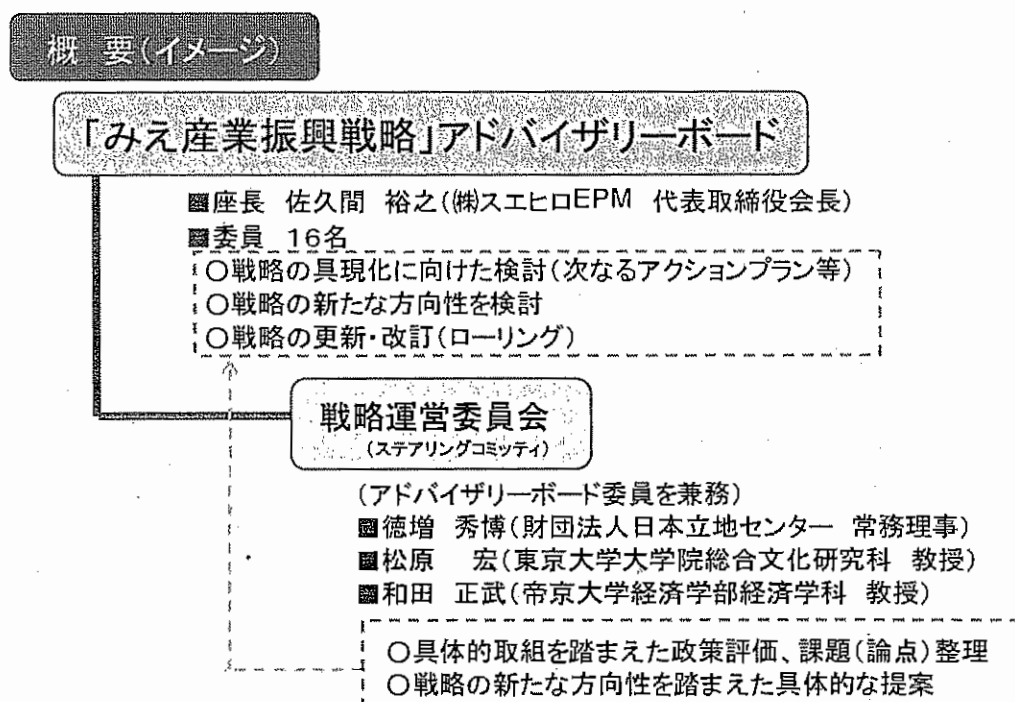
| 平成24年度 | | 平成25年度 | |
|---|---------------------|---|-------------------------------|
| <p>【雇用経済部】</p> <p>部長</p> <p>副部長</p> <p>人権・危機管理監</p> <p>首都圏営業推進監</p> <p>雇用経済総務課</p> <p>雇用対策課</p> <p>エネルギー政策課</p> <p>三重県営業本部担当課</p> | | <p>【雇用経済部】</p> <p>部長</p> <p>副部長</p> <p>雇用経済企画総括監</p> <p>首都圏営業拠点運営総括監</p> <p>人権・危機管理監</p> <p>障がい者雇用推進監</p> <p>首都圏営業推進監</p> <p>雇用経済総務課</p> <p>雇用対策課</p> <p>エネルギー政策課</p> <p>三重県営業本部担当課</p> | <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> |
| <p>次長</p> <p>(商工担当)</p> <p>ものづくり推進課</p> <p>サービス産業振興課</p> <p>地域資源活用課</p> <p>企業誘致推進課</p> <p>金融経営課</p> | <p>廃止</p> <p>廃止</p> | <p>(商工担当)</p> <p>ものづくり推進課</p> <p>サービス産業振興課</p> <p>地域資源活用課</p> <p>企業誘致推進課</p> | |
| <p>(観光・国際局)</p> <p>局長</p> <p>次長</p> <p>観光政策課</p> <p>観光誘客課</p> <p>国際戦略課</p> | | <p>(観光・国際局)</p> <p>局長</p> <p>次長</p> <p>観光政策課</p> <p>観光誘客課</p> <p>国際戦略課</p> | |

(2)「みえ産業振興戦略」アドバイザリーボードの検討状況について

1 概要

平成24年7月、県内外の企業経営者の方々や有識者などの意見を踏まえ、今後の産業政策の方向性を示すため、「みえ産業振興戦略」を取りまとめたところです。

その後、戦略を踏まえた取組を展開しつつあるところですが、戦略の進捗管理を行うことに加え、刻々と変化する雇用経済情勢を踏まえ、今後の新政策の方向性などを検討し、戦略の更新・改訂（ローリング）を行うために、平成24年11月、「『みえ産業振興戦略』アドバイザリーボード」を設置し、平成25年2月23日には第2回目の会議を開催しました。



(1) 各委員（ボードメンバー）からの意見概要

各委員からは、次のような意見をいただき、今後の取組方向について議論を行いました。

- ・新たな企業誘致に取り組んでいくうえでは、「企業の再投資の促進」、「既存工場のマザー工場化」、「研究開発機能の強化」などといった視点を入れ込むべき。
- ・世界の王道でもある産業集積に着目した取組を進めていくにあたっては、県内外の「ネットワークの形成」、そして「産業の多様性」とともに、集積している企業や地域の強みを活かした「産業集積の進化」に挑戦していくことも必要。
- ・官民が連携して過度な規制を見直し、製造業の復活へとつなげていくべき（例えば、半導体産業などの実態例を踏まえ、今後、産業界や行政が連携して具体的な検討を進めていくことが必要）。

- ・新たな海外市場の拡大にいち早く目を向けて、三重県の強み（例えば、環境技術等）を活かした成長戦略を具体的に描いていくことが重要。
- ・伝統工芸など県内の宝をしっかりと発信し、デザイナーなどをつなげることで新しい価値を創出していくべき。その際、産業化へとつなげていく意味で、プロモーションをしっかりと意識して取組を展開していくべき。
- ・人と人との交流・連携を促進し、地域を越えて地域資源と技術、サービスの連携を図り、具体的なプロジェクトを創出していくべき。このような取組を行政もしっかりとコミットし、交流・連携の取組を広げていくことが必要。
- ・地域資源などを活用した商品を世界へと売り込んでいくうえでは、首都圏での実験的販売等は重要。その意味で、平成25年夏ごろにオープンする首都圏営業拠点には、首都圏でのマーケティングを支援する役割も期待したい。

2 今後の取組方向

このような検討を踏まえ、新たな企業誘致制度の創設や、グリーンイノベーションなど成長産業への取組方向、さらには国際戦略の骨太方針の策定などにつなげてまいります。

今後も戦略の進捗管理を行うとともに、その時々々の雇用経済情勢を踏まえて、今後の新政策の方向性などについても検討を行い、企業アンケート調査や企業訪問を継続することで、戦略の更新・改訂（ローリング）を行ってまいります。

〔参考〕「みえ産業振興戦略」アドバイザリーボード 委員名簿

| 氏名(敬称略) | 組織名・役職 |
|-----------|-------------------------------------|
| 新井 純 | 昭和シェル石油株式会社 代表取締役社長 |
| 生駒 芳子 | ファッションジャーナリスト |
| 上田 豪 | 株式会社百五銀行 代表取締役頭取 |
| 後藤 健市 | LLC場所文化機構 代表 |
| 佐久間 裕之 | 株式会社スエヒロEPM 代表取締役会長 |
| 澤田 秀雄 | 株式会社エイチ・アイ・エス 代表取締役会長 |
| 田中 久男 | ジャパンマテリアル株式会社 代表取締役社長 |
| ダマシエク 由美子 | 日本キャボット・マイクロエレクトロニクス株式会社 代表取締役社長 |
| 寺島 実郎 | 財団法人日本総合研究所 理事長 |
| 徳増 秀博 | 財団法人日本立地センター 専務理事 |
| 西田 厚聰 | 株式会社東芝 取締役会長 |
| 西村 訓弘 | 国立大学法人三重大学大学院医学系研究科 教授・学長補佐(社会連携担当) |
| 松原 宏 | 東京大学大学院総合文化研究科 教授 |
| 宮崎 由至 | 株式会社宮崎本店 代表取締役社長 |
| 山根 庸史 | 本田技研工業株式会社 執行役員・鈴鹿製作所長 |
| 和田 正武 | 帝京大学経済学部経済学科 教授 |

(3) 「三重県・北海道」産業連携推進会議の設置について

1 概要

三重県と北海道の地域連携を促進し、新たなビジネスの創出、地域経済の活性化につなげるため「三重県・北海道」産業連携推進会議を平成25年2月21日に設置しました。

三重県、北海道の行政をはじめ、三重大学などの大学・研究機関、そして両地域の産業界を構成メンバーとして、人と人との交流・連携から具体的なプロジェクトにつなげてまいりたいと考えています。

(1) 推進会議について

三重県と北海道の「ものづくり技術」と「地域資源」の連携を深め、新たなビジネスの創出につなげます。代表には三重県及び北海道の経済セクションの部長が共同で務め、顧問に三重県と北海道の両知事が就任して進めていきます。

(2) 地域ラウンドについて

推進会議には地域毎の特徴を生かした「地域ラウンド」を設け、地域のキーパーソンが集う交流・連携の場として具体的な連携プロジェクトを拡げていきます。(まずは、十勝地域をフィールドに展開予定)

(3) 構成メンバーについて

両地域の行政、大学・研究機関、産業界など「地域ラウンド」のメンバーで構成し、順次参画メンバーを増やしていく予定です。

(※下記スタートアップメンバーのとおり)

2 現在の具体的事例

(1) 大豆など未利用資源を用いた飼料の改良による乳・牛肉製品の品質向上

- ・規格外農作物（小粒や変形した大豆など）の未利用資源を高品質で低コストな家畜用飼料として有効活用します。
- ・栄養価は非常に高いが、消化が悪いため、細胞レベルでの加工が可能な「爆砕技術」により、消化不良を起こさない安全な飼料を開発し、実証実験を開始します。

(2) 未利用資源を使用した機能性食品の展開

- ・規格外農作物（ニンジンやビートトップなど）や食品加工残渣（かぼちゃの種など）の未利用資源を有効活用します。
- ・地域に蓄積された「高濃度精製技術」により、機能性食品・化粧品などの原料へと開発し、実証実験を開始します。

3 今後の予定

3月下旬に県内で第1回十勝ラウンドの開催を調整しています。

また、三重県と北海道の参画メンバーが連携し、具体的な連携プロジェクトが広がる中で、海外へのグローバル展開といった企業や農家の方々の新しいビジネスにつながるよう後押ししてまいりたいと考えています。

※推進会議のスタートアップメンバー

(H25.2.21 現在)

| 三重県 | | 北海道 | |
|----------------|--------------------|----------------|-----------------------|
| 株式会社ブランカ | 菓子製造 | 場所文化機構 | 地域活性化、産業振興、農商工連携推進 |
| 株式会社かきうち農園 | みかん生産 | 有限会社尾藤農産 | じゃがいも生産 |
| 辻製油株式会社 | コーン油、なたね油製造、販売 | 株式会社エコエルク | バイオ燃料、食用油、飼料・肥料の製造販売 |
| 伊藤工機株式会社 | 食品加工機械製造、販売 | 北海道物流開発株式会社 | 運送業(低温、温度管理物流) |
| NIT株式会社 | 工作機械器具、一般機会器具製造、販売 | 株式会社オークリーフ牧場 | 畜産(未来めむろ牛、ハーブ卵) |
| 三重大学社会連携研究センター | 大学 | 有限会社十勝しんむら牧場 | 酪農(ミルクジャム) |
| | | 有限会社プロット | 十勝の食材のコーディネート、供給、卸、直送 |
| | | 株式会社ノラワークスジャパン | マンゴー生産 |
| 三重県 | 行政 | 帯広市 | 行政 |
| | | 北海道十勝総合振興局 | 行政 |
| | | 北海道 | 行政 |

三重県と北海道の産業振興に係る連携イメージ

「三重県・北海道」産業連携推進会議

三重県

三重県庁

県内産業界

大学・研究機関

など

両地域の「ものづくり技術」と「地域資源」の連携を進め、
新たなビジネスを創出、地域経済の活性化を実現

【顧問】

三重県知事
北海道知事

【代表】

三重県雇用経済部長
北海道経済部長

具体的取組は「地域ラウンド」で展開

地域ラウンド

地域ラウンド

地域ラウンド

アジア圏をはじめとした海外へのグローバル展開も視野に取組を推進

北海道

北海道庁

道内産業界

大学・研究機関

など

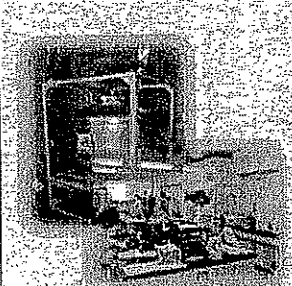
企業が先行して取組を進めている十勝地域をフィールドに事業展開。その実績を踏まえ、取り組む地域の拡大も想定

十勝ラウンド

地域の「キーパーソン」の交流・連携(ヒューマン・マッチング)の促進

「地域の豊かさ」の創生を目指し、地域の技術と資源を活かした食関連分野における連携について具体的に検討

三重県内の産学官



地域資源を活用した連携(想定例)

高濃度精製技術

連携

とうもろこし・なたね等

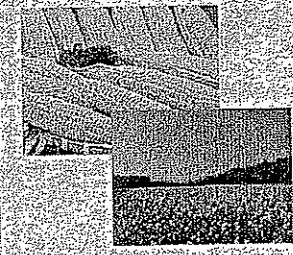
セラミド等の効率的抽出による機能性食品の開発

爆砕技術

連携

未利用資源
(大豆の皮等)

爆砕技術を活用した高付加価値飼料の開発



十勝地域の産学官

具体的な連携事例

ケース1 規格外農作物などの未利用資源を活用して新事業の展開

【大豆など未利用資源を用いた飼料の改良による乳・牛肉製品の品質向上】

- ・規格外農作物(小粒や変形した大豆など)の未利用資源を高品質で低コストな家畜用飼料としての有効活用。
- ・栄養価は非常に高いが、消化が悪いため、細胞レベルでの加工が可能な「爆砕技術」により、消化不良を起こさない安全な飼料を開発し、実証試験を実施。

(参加者: 県内ものづくり中小企業、北海道内中小企業・農家)

【未利用資源などを使用した機能性食品の展開】

- ・規格外農作物(ニンジンやビートトップなど)や食品加工残渣(かぼちゃの種など)の未利用資源を有効活用。
- ・地域に蓄積された「発酵・分離・抽出・精製」の技術により、機能性食品・化粧品などの原料へと開発し、実証試験を実施。

(参加者: 県内ものづくり中小企業、北海道内中小企業・農家)

ケース2 未利用熱を活用した農業生産システムの開発

【温泉熱などを活用した真冬の完熟マンゴー生産】

- ・温泉熱や雪氷熱を組み合わせた温度調整システム(ヒートポンプ式空調)を開発し、次世代型植物工場として、本来、生産に適さない地域において高付加価値農作物を生産。
- ・例えば、収穫時期を真冬(12月ごろ)に制御した完熟マンゴーの生産実証試験を実施。

(参加者: 県内外ものづくり中小企業、北海道内中小企業・農家)

ケース3 地域循環型バイオガス利用の展開

【未利用バイオマス資源を活用した効果的なバイオガス利用】

- ・農業残渣、家畜排泄物のほか、爆砕技術により河川流域の剪定材(柳等)を未利用バイオマス資源として有効活用。
- ・未利用バイオマス資源のメタン発酵により、農村の地域資源を活用した自立・分散型再生エネルギーの創出によるエネルギー自給化・温暖化ガスを削減。
- ・副生CO₂を、植物工場利用やドライアイス化し食品の冷凍輸送に活用

(参加者: 県内外ものづくり中小企業、北海道内中小企業・農家)

(4) 三重県海外ビジネスサポートデスクの取組について

1 概要

県内中小企業や東アジアの経済成長を取り込み、持続的に発展していくことを促進するため、三重県海外ビジネスサポートデスクを中国(上海)、及びタイ(バンコク)に設置しました。

現在、県内中小企業の海外事業展開を中国及びアセアン諸国並びに日本国内で支援し、ビジネスチャンスの拡大につなげる取組を支援しています。

2 取組内容

(1) 相談対応及び情報提供

随時の相談対応の他に、個別相談会の実施や企業訪問を通じて、海外展開に取り組もうとする企業に対して、具体的な事例における課題解決の支援を行いました。

企業からは、

- ・「進出エリア、現地法人の形態など工場進出に関する相談」
- ・「生鮮食品の販売店出店にあたっての手続きの相談」

など、170件を超える多種多様な相談を受け、うち継続相談案件が37件あります。

また、情報提供セミナーの開催や、月2回のメルマガ発行、海外ビジネスサポートデスクHPの開設等により、海外市場における一般的な情報に加え、海外情勢などの情報も提供しています。

※ 中国サポートデスクの取組

① 情報提供セミナーの実施

ア 平成24年8月8日『中国ビジネス知財対策セミナー』

イ 平成25年1月29日『新体制下の中国情勢と日本経済への影響』

ウ 平成25年2月13日『失敗事例から学ぶ中国ビジネス術』

② 個別相談会の実施(2回)

平成25年1月29日(三重県総合文化センター)

平成25年2月13・14日(リーディング産業展みえ2013)

※ アセアンサポートデスクの取組

① 情報提供セミナーの実施

平成25年2月13日

『アセアン進出のポイントと注意点及びベトナム市場について』

② 個別相談会の実施(4回)

平成24年7月24日、10月31日(野村証券)

平成25年1月17日(名張商工会議所)

平成25年2月13・14日(リーディング産業展みえ2013)

(2) 商談機会の創出

9月中旬には、産業界と連携し、中国・タイ販路開拓ミッション団を上海、バンコクへ派遣し、サポートデスクなどのネットワークを活かして、現地ローカル企業や日系大手企業とのビジネスマッチングを開催するなど、商談機会の創出を行いました。

この商談会をきっかけに商談を進め、試作品を提出し、価格などの条件面を商談中の案件や「代金前払い」を条件に現地ローカル企業と商談中の案件など、9件が商談継続中です。

※三重県中国（上海）販路開拓ミッション 平成24年9月11日～14日

「日中ものづくり商談会@上海2012」等 県内企業27社出席

※タイ販路開拓ミッション 平成24年9月12日～16日

BOI-Buildビジネスマッチング 県内企業12社参加

3 今後の取組

(1) 課題

① 相談対応及び情報提供における課題

企業からは、「セミナーのテーマは時機を得ていた」、「的確な情報提供をいただいた」等の評価がある一方で、「より一層の広報に努める必要がある」、「業種によりターゲットが異なる」、「インターネットでは得られない情報が欲しい」等のご意見をいただきました。

業種・業態や海外展開の経験度合い、目的などによって、企業の求める情報の内容やレベルに違いがあることから、海外現地における足を使った情報収集に努め、より一層的確な情報提供を行っていきます。

② 商談機会創出における課題

企業からは、「ミッションは人脈を作るのに役立った」、「県の強みはネットワークと感じた」等の評価がある一方で、「手厚いフォローアップが必要である」、「ビジネスに繋がる相手を探して欲しい」等のご意見もいただきました。

専門家や各種産業支援機関と連携するなど多方面のネットワークの活用を検討していきます。

(2) 平成25年度の取組

① 「情報収集」及び「ネットワーク」の充実

地元企業に密着した金融機関等のネットワークを活用するなど、サポートデスク事業のきめ細かなPRに努めます。

また、サポートデスクの「相談対応及び情報提供」、「商談機会創出」の機能を高めるためには、バックヤード機能とも言える「情報収集」及び「ネットワーク」の充実を図る必要があることから、海外現地の企業団体や研究機関、国内外の専門家との新たなネットワークの構築を図ります。

② 関連支援機関等との連携

JETRO、中小企業基盤整備機構、三重県産業支援センター、三重県工業研究所等関連支援機関や大学等と定期的な会議を持つなど、技術的な支援や国事業の活用を行い、各機関が連携して、より一層のサポート体制の充実・強化に取り組めます。

(5) 首都圏における営業活動と今後の計画について

1 最近の営業活動について

「首都圏営業拠点」の開設に向け、首都圏におけるネットワークの構築やコアな三重ファンの拡大のため、首都圏全体での面的な情報発信に取り組みました。

(1) 「第2回三重フェア」【1月18日(金)～27日(日)】

「食」「観光」「物産」などの三重の魅力を総合的に発信する「三重フェア」を、六本木の「東京ミッドタウン」において開催しました。

六本木の富裕層をメインターゲットとして、県食材を使ったメニューの提供、忍者ショーや伊勢形紙体験・実演等による伝統工芸品などの三重のホンモノのPR、プレミアムショップでの販売、などにより三重ファンの拡大を図りました。

また、メディアを対象とした「三重県観光交流会」を開催し、式年遷宮・熊野古道などのパネルや近鉄新型特急の展示など、三重県への誘客を図る情報発信を行いました。

【実績】

| 内 容 | 実 績 |
|-----------------------------|--|
| オープニングセレモニー (1/18) | 取材媒体数：21社 (26名) 会場ギャラリー数：400名 (関係者含む) |
| 三重県観光交流会 (1/18) | 出展者：39団体 (約240名) 参加者：(メディア) 318名 |
| アトリエ三重【体験等】 (1/19・20・26・27) | 延べ来場者数：約15,000名 (4日間) |
| プレミアムショップ (1/18～27) | 売上：約170万円 (602名) |
| レストランフェア (1/18～27) | 売上：約380万円 (約1,500点) 参加：14店舗 (26品目採用) |
| レストランセミナー (1/21) | 参加：28名 |

また、レストランフェア参加店舗への三重県産食材の継続納入の営業活動や今後の情報発信の協力など、首都圏におけるネットワークの構築を図りました。

【実績】

- ・継続取引 決定 : 10店舗 12品目 (的矢かき、熊野地鶏、鯛など)
検討中 : 3店舗 3品目

(2) 「“予感・体感” 三重フェア」【2月4日(月)～3月2日(土)】

東京・丸の内の飲食店街「クニギワ」において、鳥羽市、志摩市、伊勢市、熊野市の民間事業者、団体、行政等との連携企画により「“予感・体感” 三重フェア」を開催しました。

丸の内に勤めているビジネスパーソンをメインターゲットとして、三重の旬の素材で作られた料理を提供し、三重の食材や食文化、観光情報などに触れていただき、コアな三重ファンの獲得・拡大に取り組みました。

また、1日店長など、行政も含めた地域の皆さんが、食材をその育まれた地域や人の物語を交えながら説明することで、首都圏の皆さんに、より深く三重の食材や人を体感していただくとともに、地域の皆さんにとっても、直接ニーズを聴くことにより、より売れるためのマーケティングを学ぶ機会となりました。

さらに、フェア開催に先立って1月31日(木)には、三重フェアで連携する市町の事業者等と三重県にゆかりのある首都圏の方々とは交流する「三重ナイト」を開催したところ120名の方に参加いただくとともに、フェア最終週の1週間、「クニギワ」内20店舗が県食材を使ったメニューを提供していただき、「クニギワ祭」として、三重の食材や食文化を発信しました。

(3) 「究極のお伊勢参り講座」【1月24日(木)～3月3日(日)】

首都圏の感度の高いビジネスパーソンを対象として、日本橋において、式年遷宮にあわせて伊勢神宮の歴史、お伊勢参りの意義や楽しみ方を学び、体験する講座(5回)を実施しました〔受講生25名(申込220名)〕。

第5回目の講座は、3月2日(土)～3日(日)に、受講生がフィールドワークとして伊勢・鳥羽市内を来訪し、地元の方々や食と触れ合う機会を通じて、三重の素晴らしさを体感していただきました。

今後この受講生が中心となって仲間を集ってリピートできるような取組につなげていきます。

(4) 「三重t o未来」【3月15日(金)】

日本橋周辺の事業者、これまで商品開発などを通じて三重県の魅力向上に協力いただいた方やこれから三重県と連携してフェアや商品開発など新たな取組を行っていきたい方を対象として、三重の地域資源を使ったイノベーションに取り組むきっかけを提供する「三重t o未来」を、農林水産部と連携して開催します。

日時：平成25年3月15日(金) 19時～21時

場所：マンダリンオリエンタル東京 新館3階 (日本橋三井タワー内)

2 今後の営業活動について

首都圏営業拠点を核とした営業展開については、これまで首都圏で築いてきたネットワークを活用・拡大し、目的・ターゲットを明確にしつつ、市町や関係団体とも連携しながら、県内への誘客や県産品の販路拡大に向けた取組を進めます。

(1) 営業拠点開設に向けた情報発信

- ① 日本橋地域の街づくり団体等と連携し、「春の日本橋まつり」などにおいて、三重の魅力の情報発信を行います。
- ② イオン(株)と連携し、5月下旬の3日間、日本一の商業施設面積を誇る、埼玉県越谷市の「イオンレイクタウン店」において、三重の物産展・観光展「三重フェア」を開催します。また、これと連動して、首都圏のイオン 20 店舗程度で約1週間、「三重フェア」を同時に開催し、首都圏全体での三重の魅力の発信に取り組みます。

また、フェア開催に先だって、県内事業者が首都圏での販路拡大ができるよう、「三重県・イオン合同商談会」を4月4日(木)に県内で開催します。

(2) 日本橋エリアの商業施設や飲食店等と連携した「三重フェア」の開催

「首都圏営業拠点」のオープン告知や開設後の日本橋エリアにおける一体的な三重の「食」や「観光」などの魅力の発信のため、四季折々の「三重フェア」を開催します。

その際、営業拠点に隣接する、「YUITO(ユイト)」（飲食店 14 店舗が入居）、「コレド室町」（飲食店等 24 店舗が入居）と連携するとともに、オープニング、日本橋エリアの夏（ECO EDO 日本橋）や秋（日本橋・京橋まつり）のイベント等と時期を併せて、三重の物産や観光の魅力を発信する「三重フェア」を開催できるよう、三井不動産や野村不動産、日本橋地域の組合などと企画を進めています。

(3) 首都圏営業拠点を活用した、三重ファンを獲得する効果的な講座やセミナー等の開催

三重ファンを獲得する効果的な取組として、首都圏営業拠点において、例えば、以下のような講座やセミナーを開催したいと考えています。

- ① 知事や三重と縁のある賢人（応援団）が三重の魅力を語るトークイベント
- ② 三重県産の食と器の組み合わせ（マリアージュ）（例えば、日本酒やお茶、お菓子と伊賀焼など）を体験して学ぶ講座
- ③ 「食」、「美」、「健康」、「アート」など、特に女性の関心が高いキーワードと三重の地域資源（食、伝統工芸、観光など）を掛け合わせたテーマによる講座

(4) 「BtoB」の取組

去る2月1日(金)から3日(日)まで、日本橋料理飲食業組合の代表者の方々に県内の産地や生産者を訪問していただきましたが、こうした取組を契機に、日本橋周辺の飲食店等とタイアップした県産食材メニューの共同開発につなげていきたいと考えています。

また、首都圏への販路拡大を支援するため、例えば、以下のような取組を実施したいと考えています。

- ① 伝統工芸等に携わる若手職人のブラッシュアップの場としての展示会
- ② 食品やものづくりに関わる事業者が、首都圏のシェフやデザイナー、クリエイター等と出会う仕組みをつくり、商品をブラッシュアップするプロジェクト
- ③ 三重の観光資源(観光商品)を首都圏の人の視点で、或いは地域のリーダーと共にブラッシュアップするプロジェクト

(6) みえスマートライフ推進協議会について

1. みえスマートライフ推進協議会の活動状況

(1) 目的等

「三重県民力ビジョン」及び「三重県新エネルギービジョン」の具現化を図るため、企業、大学、経済団体、市町など産学官で構成する「みえスマートライフ推進協議会」を昨年10月1日に発足し、①環境・エネルギー関連産業の育成及び集積を目的とした「クリーンエネルギーバレー推進部会」、②地域資源を生かした新エネルギーの導入促進を目的とした「新エネルギー導入部会」、③環境・エネルギー技術の活用によるまちづくりを目的とした「地域モデル検討部会」の3部会を構成し、研究会やプロジェクトにおいて具体的な取組を進めています。

(2) 活動状況

①クリーンエネルギーバレー推進部会

環境・エネルギー関連産業の育成及び集積を目的として、以下の研究会を設置・運営しています。

(ア) エネルギー関連技術研究会

県工業研究所において、昨年7月20日にエネルギー関連技術研究会を発足し、分科会活動を通じて、企業ネットワークの構築と県内企業の技術・ニーズの掘り起こしを行っています。今年度は、次のとおり研究会・分科会を開催しています。

- ・エネルギー関連技術研究会（2回）
- ・燃料電池関連技術分科会（3回）
- ・太陽エネルギー利用関連技術分科会（2回）
- ・二次電池関連技術分科会（2回）
- ・システム技術分科会（1回）

(イ) メガソーラー地域活性化研究会

太陽光発電など大規模な新エネルギーの導入を産業振興、環境教育、防災対策その他地域の活性化につなげていくことを目的として、事業者や関係市町等とともに具体的な取組内容を検討します。

木曾岬干拓地メガソーラー事業に関して、本年2月18日に研究会を発足し、メガソーラー事業者によるメガソーラー整備に伴う地元業者や地元製品の活用のみならず、地元企業が環境・エネルギー分野など新たな成長分野へビジネス展開ができるようなネットワーク形成の仕掛けづくり・仕組みの構築に取り組むなど周辺地域の産業振興等につながる取組の検討を進めています。

②新エネルギー導入部会

本県の地域特性や地域資源を生かした新エネルギーの導入促進を図るため、今年度は、木曾岬干拓地へのメガソーラー事業者の決定やメガソーラー事業に取り組む事業者の相談に応じるほか、洋上風力の適否について既存文献等による基礎調査を行っています。

③地域モデル検討部会

産学官連携により、新たなビジネスモデルや社会モデルを発掘していくためのアイデアや知恵を集結させ、地域フィールドでプロジェクト化を図り、新エネルギー等環境・エネルギー技術を活用したまちづくりに取り組み、スマートコミュニティーなど「みえ発の地域ビジネスモデル」創出を目指します。

具体的には、「市街地」「中山間部」「沿岸部」の3つのモデルプロジェクトを提案することとしており、県内29市町に意向調査を実施し、みえスマートライフ推進協議会企画運営委員会の意見を聴き、桑名市(市街地)、熊野市(中山間部)鳥羽市(沿岸部)、をモデル地域として選定しました。この3地域の住民や県内の企業を対象にアンケート調査を実施し、環境・エネルギー技術、IT技術を活用し、安全安心のまちづくりや産業振興など地域課題解決に資するプロジェクトを進めていくこととしています。

(ア) 桑名プロジェクト検討会(市街地)

桑名市の住宅団地「陽だまりの丘」において、省エネルギーの啓発や新エネルギーの普及を図る取組が進められ、またスマートコミュニティーのモデル街区とする検討が行われています。こうした取組と連携し、当地域において、スマートライフに資するサービスや地域住民の避難場所としての活用も考え、高齢者の見守りサービスや子育て支援サービスなど新たなサービス産業の創造なども見据えた取組の検討会を本年2月26日に発足しました。

(イ) 熊野プロジェクト検討会(中山間部)

過疎、高齢化、雇用の場の創出など課題を抱える熊野市紀和町をフィールドとして、丸山千枚田、温泉、熊野地鶏等の地域資源を生かし、木質バイオマスや小水力など再生可能エネルギーの利活用による観光振興、産業振興に向けた取組の検討会を本年2月4日に発足しました。

(ウ) スマートアイランドプロジェクト検討会(仮称)(沿岸部)

台風や地震・津波により被災が心配される離島において、新エネルギー等環境・エネルギー技術を活用し、安全安心のまちづくりや観光振興など地域活性化に資する検討会の設置を準備しています。

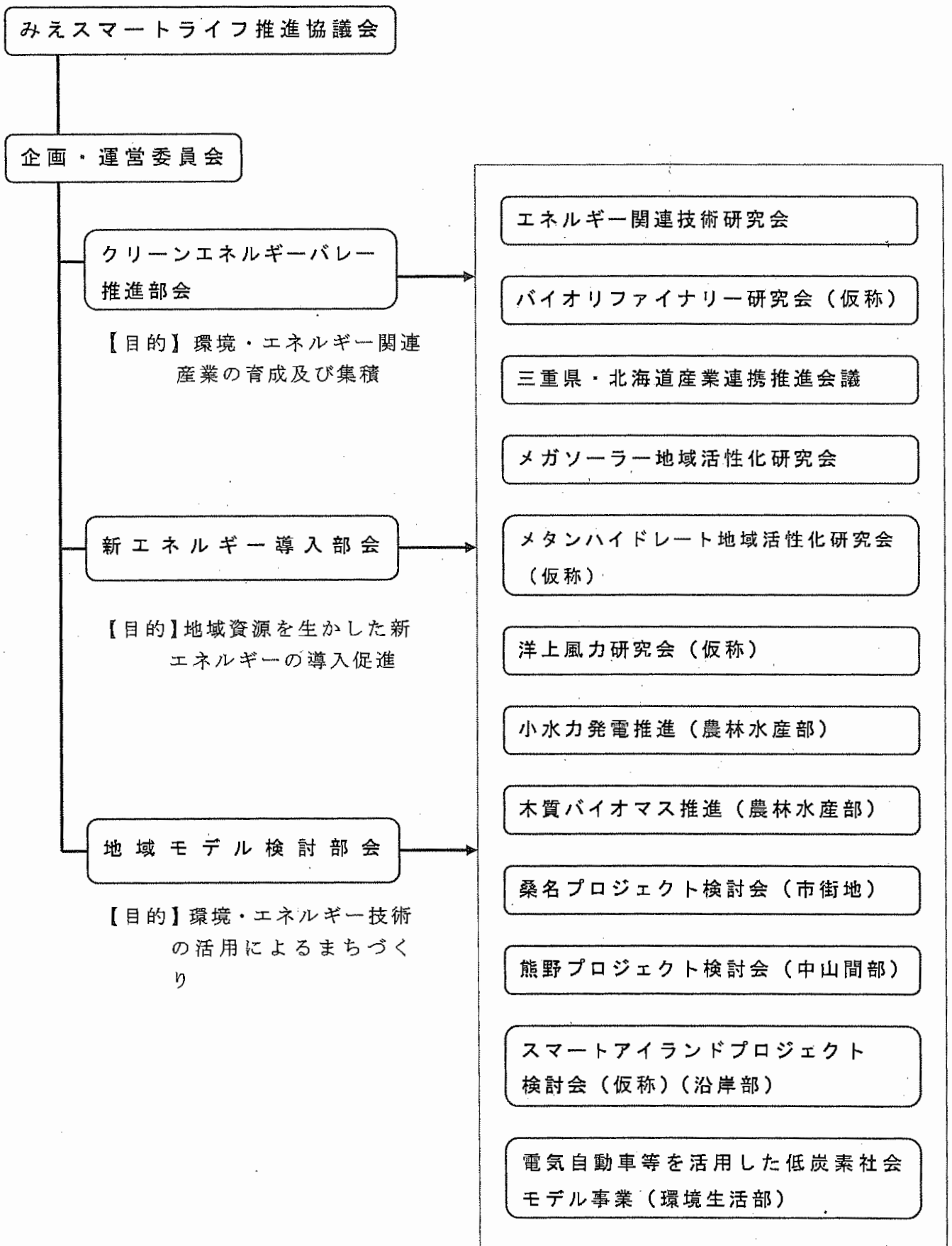
先行して本年1月21日から2月28日の間、答志島において、蓄電池を搭載した超小型電動車両や電動アシスト自転車を導入し、地域住民や観光客の島内移動の利便性向上による地域活性化の調査を目的とした社会実証が行われています。

2. 今後の方針

引き続き、本協議会並びに各研究会等の取組を産学官や地元関係者の協力を得つつ進めていきます。

また、今後、次世代のエネルギー資源として注目されているメタンハイドロートを産業振興、地域活性化につなげる取組方策を検討するための「メタンハイドレート地域活性化研究会(仮称)」や四日市コンビナートなど県内企業の強みを生かしたバイオリファイナリーによる新たな産業創生を目指す「バイオリファイナリー研究会(仮称)」等の設置を進めていきます。

◇みえスマートライフ推進協議会運営組織図



(7) みえグリーンイノベーション構想(案)について

1 策定の経緯

世界的な資源の枯渇、地球温暖化問題、さらには東日本大震災を契機にした電力需給の逼迫などを踏まえて、環境・エネルギー分野は、需要が高まり、国内外において今後の成長産業として期待されています。

本県の北勢地域は、高品質で高機能な部材を提供する化学産業などの高度部材産業と自動車や電気・電子を中心とする加工組立産業が立地する全国有数の集積地となっています。また、環境・エネルギー分野についてみると、リチウム二次電池用部材や燃料電池用部材などの製造メーカーと、これらを支えるものづくり中小企業など多種多様な関連産業が集積しています。

こうした産業特性や日照時間、風況など太陽光・風力発電に適した地域特性を生かし、環境・エネルギー関連産業の育成・集積を図るため、大学や企業の有識者で構成する策定委員会(佐々木宜彦委員長ほか委員8名)を開催し、具体的取組方向等の構想案を取りまとめました。

2 構想の目的

「みえグリーンイノベーション構想」は、「みえ県民力ビジョン」及び「三重県新エネルギービジョン」の具現化を図るとともに、「みえ産業振興戦略」において社会的問題解決型成長産業への攻めの取組戦略のひとつとして位置付けており、本県の地域特性、産業特性を踏まえた環境・エネルギー関連産業の育成・集積を図ることをねらいとしています。

本構想により、産学官連携の交流・連携の場を設け、プロジェクト化に向けたネットワークづくりを行います。このネットワークの中で、県内の地域特性、産業特性を生かし、県域を超えた広域連携をも視野に入れたオープンイノベーションを推進、加速させ、研究開発の促進、販路拡大、市場拡大につなげることにより、関連産業の育成と集積を図るとともに、多様な産業の育成に取り組んでいきます。

また、本県の地域資源を生かしつつ、太陽光、風力、小水力、木質バイオマス等のクリーンエネルギーの導入や、省エネルギーを推進することにより、地域における安全で安心なエネルギーの創出につなげるとともに、地域活性化につなげる取組方策を検討します。

3 具体的な目標

「みえ県民力ビジョン行動計画」の目標(平成27年度まで)に合わせて推進していきます。具体的には、平成27年度までにクリーンエネルギーバレー構想で取り組むプロジェクト数は18件、企業のネットワーク化は年度目標を20社としており、本構想により目標に向けて進めていきます。

4 構想の柱

環境・エネルギー産業の育成・集積を図るうえで、県内企業や大学が蓄積してきた技術や集積する産業等、本県の強みを生かし、地域の安全安心のまちづくりや産業振興と地域の課題を解決していく取組につなげるとともに、新事業展開や市場開拓に意欲的な企業の当分野への進出を促進するため、次のとおり3つの柱を立て、本構想を進めていきます。

- ①「新エネルギー等を活用した産業振興」
- ②「県域を超えた広域連携による新たな産業創生」
- ③「バイオリファイナリー促進による新たな産業創生」

5 具体的な取組方向

本構想の具現化に向けて、知恵やノウハウを結集させるため、産学官連携による「みえスマートライフ推進協議会」を運営し、3つの柱のプロジェクト化に向けたネットワークづくりを支援するため、キーパーソンが集う交流・連携（ヒューマン・マッチング）の場を設け、新しいビジネスの創出や若手の参加による人材育成など、人材や技術を次世代に橋渡ししつつ、さらに多くのキーパーソンを巻き込み拡大していくネットワークづくりにつなげていきます。

さらに、「ものづくり」は、「ひとづくり」に強く深くつながるものであるため、行政が産業界と教育機関のハブとなって、産業界への人材供給を行うとともに、ベンチャー企業等への創業支援を含めた環境・エネルギー関連分野の人材育成を推進します。

こうした「①推進体制」、「②ネットワークづくり」、「③ひとづくり」の支援をベースにして、「④研究開発の促進」、「⑤販路拡大・市場拡大」、「⑥事業化促進」、「⑦設備投資および立地の促進」を連携させて取り組みます。

みえグリーンイノベーション構想(案)の概要

※三重県の地域特性、産業特性を生かして、今後の成長産業として期待されている「環境・エネルギー関連分野」の育成・集積を図ることをねらいとした構想

構想の柱

I. 新エネルギー等を活用した産業振興

・新エネルギー等を活用した産業振興

市町等地域コミュニティ単位で取り組む地域資源や地域特性を生かした太陽光発電、風力発電、木質バイオマス利用など、新エネルギー導入促進に取り組むとともに、それらを活用したまちづくり、地域づくりと一体的な取り組みを通じて、産業振興を推進します。

- ・木曾岬干拓地メガソーラー事業・立梅用水小水力発電プロジェクト
- ・次世代エネルギーを活用した産業振興・地域活性化

・地域特性を生かした新たなビジネスモデルの創出

産官学連携により新たなビジネスモデルや社会モデルを発掘していくためのアイデアや知恵を集結させ、地域フィールドでプロジェクト化を図り、環境・エネルギー技術を活用したまちづくりに取り組み、スマートコミュニティなど「みえ発の地域ビジネスモデル」創出を目指します。

- ・市街地型モデル(桑名市:桑名プロジェクト検討会)
- ・沿岸部型モデル(鳥羽市:スマートアイランドプロジェクト)
- ・中山間部型モデル(熊野市:熊野プロジェクト検討会)

・省エネ・蓄エネ技術を活用した新事業の展開

企業や大学などが有する省エネ技術をカスタマイズした新たな用途開発のほか、太陽光や風力など一次エネルギーを効率的に蓄える蓄エネ技術を活用した商品開発など、省エネ・蓄エネ技術を活用した新事業の展開を促進します。

- ・生産プロセスでの省エネを実現するIH(誘導加熱)技術を活用した樹脂加工(射出成形)や食品加工(加熱蒸気)への応用
- ・長時間の鮮度保持と省エネを実現するナノアイス(微細粒径のシャーベット状氷)を活用した高鮮度輸送ネットワークの開発
- ・新エネルギーにより発電した電力をリチウム二次電池などに効率よく蓄電する技術開発
- ・風力発電などの電力を水素に変換し、燃料電池などに利用する技術の研究開発

II. 県域を超えた広域連携による新たな産業創生

新たな産業の創生及び地域活性化を図るため、バイオマスを活用したエネルギーの創出、三重県のものづくり技術を生かした一次産業の高付加価値化に資する産業連携など、県域を超えた広域的な取り組みを推進します。

- ・バイオマスを活用した次世代エネルギー技術の共同開発
- ・抽出・発酵などの高度加工技術を活用した高付加価値素材の開発
- ・爆砕などの技術を活用した高付加価値飼料の開発

III. バイオリファイナリー促進による新たな産業創生

環境・エネルギー・食糧問題などの社会的問題を根底から解決(パラダイム転換)するプロジェクトを検討するため、高度部材・素材を強みとする四日市コンビナート企業などを中心とする「バイオリファイナリー研究会~バイオマスを活用した産業創生~」(仮称)を設立し、バイオリファイナリーに着目した取組を推進します。

<事例>

- ・バイオマス由来の合成ゴムの研究開発
- ・バイオマスエタノール製造の研究開発
- ・広域的な連携によるバイオガスシステムの実証

具体的な取組方向

① 推進体制の整備

「環境・エネルギー関連分野」と安全・安心のまちづくりや地域活性化など地域の諸課題とを結びつけ、「幸福実感の向上に資するライフスタイル」への転換を目指し、全国規模で事業者のビジネスチャンスを生み出すため、産学官協創による「みえスマートライフ推進協議会」を運営し、3部会のもと、その取り組みを推進します。

- ・グリーンエネルギーバレー推進部会(環境・エネルギー関連産業の育成・集積)
- ・地域モデル検討部会(環境・エネルギー技術の活用によるまちづくり)
- ・新エネルギー導入部会(地域資源を生かした新エネルギー導入促進と連動させた地域づくり)

② ネットワークづくり

知恵やノウハウを集積する産官学連携の交流・連携(ヒューマン・マッチング)の場を設け、プロジェクト化に向けたネットワークづくりを行います。このネットワークの中で、三重県の実地特性・産業特性を生かし、県域を超えた広域連携をも視野に入れたオープンイノベーションを推進・加速させていきます。このような取り組みを通して、キーパーソンの繋がりによる新しいビジネスの創出や、若手の参加による人材育成など、人材・技術を次世代に橋渡しするネットワークづくりにつなげていきます。

- ・新たなビジネス創出を目指すネットワークづくり
- ・広域的な交流・連携を目指すネットワークづくり
- ・新たなビジネス創出につながる人材育成を目指すネットワークづくり

③ ひとづくり

「ものづくり」は、「ひとづくり」に強く深くつながるものであるため、行政が産業界と教育機関のハブとなって、産業界への人材供給を行うとともに、ベンチャー企業等への創業支援を含めた環境・エネルギー関連分野の人材育成を推進します。

- ・ベンチャー企業を創出するための大企業OB、海外、大学等からの人材誘致(マネジメントスキルを有する司令塔など)
- ・地域資源の活用や地域課題に対応した新事業を行う創業者等を対象とした創業支援
- ・企業と大学の研究開発拠点との連携による人材発掘と育成(E-Learning遠隔講義や企業との連携によるインターンシップ)
- ・大企業と中小企業との人材交流による人材育成のしかけづくり
- ・大学、県工業研究所、AMICなどとの共同研究による人材育成

④ 研究開発の促進

環境・エネルギー関連産業の育成・集積を牽引するため、三重県の地域特性・産業特性を踏まえたモデル的な研究開発プロジェクトを推進します。

また、工業研究所では、企業と大学をつなぐハブ機能を強化し、AMICでは、国内外の大学等研究機関との連携を進め、企業との結節点としての役割を高めます。

- ・企業が抱える技術面での諸課題に対し、可能性調査(FS調査)、共同研究、技術開発補助金などをパッケージにした支援
- ・AMICを活用した産官学連携による研究開発プロジェクトのコーディネートなどによる企業の研究開発支援
- ・工業研究所の依頼試験や共同研究を行うことによる企業の実用化に向けた支援

⑥ 事業化促進

環境・エネルギー関連産業の集積を図るため、事業化において障壁となっている規制等がある場合は、積極的に総合特区の活用(実証試験)に取り組むとともに、規制・制度改革について、国に提言するなど事業化促進に取り組みます。

⑤ 販路拡大・市場拡大

市場や顧客が求める商品・サービスを開発していく取組(マーケティング)を強化するとともに、販路拡大・市場拡大の機会創出を支援します。

- ・出前商談会を活用した新たな取引先の開拓支援等
- ・企業間の商談創出を重視した産業展の開催
- ・地域資源を活用したアジア圏における新たな販路開拓等の連携プロジェクトの検討
- ・企業、工業研究所とAMICなどが連携した情報発信の検討

⑦ 設備投資及び立地の促進

環境・エネルギー関連産業(研究開発施設・製造施設)や、地域経済への波及効果が見込める関連するサービス産業などの県内立地を支援します。

(8) 県内中小企業の人材確保・定着支援の取組について

1 目的

厳しい経営環境の中、経営資源の乏しい中小企業は、自主的な取組だけでは優秀な人材を確保することは困難な状況です。また、中小企業にとって、採用後の人材定着も課題となっています。

一方、大学生や新卒未就職者等は、魅力ある県内中小企業の存在を知らず、大企業志向で就職活動を行っているのが現状です。

こうした中、県内中小企業が優秀な人材を確保していくために、大学等との日常的な顔が見える関係づくりから、マッチング、新卒者の採用・定着までを、地域の高等教育機関や行政、産業界、経済団体などが連携して一貫して実施する必要があります。

2 今年度の取組

三重県中小企業団体中央会が、経済産業省の平成23年度補正予算における「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」の採択を受け、平成24年度において、次の事業を実施しました。

この取組は、「大学生等と中小企業との出会い」から「マッチング」そして「中小企業への定着」までの3つのSTEPを一貫して実施するものです。

(1) STEP1「大学・学生等との日常的な顔の見える関係作り」

(参加者数延べ561名)

- ① 経営者による「人材育成塾」(4回：250名参加)
- ② 学生レポーターによる中小企業魅力発掘(5社)
- ③ 三重の中小企業訪問バスツアー(4回：北勢、中勢、南勢、伊賀) 等

(2) STEP2「豊富な情報を活かしたマッチング」

(参加者数延べ371名・就職内定者数20名：H25.2末時点)

- ① 「顔が見える」職業紹介事業(中央会HPに求人情報を掲載)
- ② 大学と連携した合同企業説明会(2回：325名参加)
- ③ 留学生向けマッチング会(1回：4名参加) 等

(3) STEP3「地域全体での人材育成・定着支援」

(参加者数延べ35人)

- ① 入社1年目の新人研修(フォローアップ研修)(1回：19名参加)
- ② 中小企業経営者向け人材育成セミナー(1回：7名参加)
- ③ 採用担当者向け人材確保・定着支援セミナー(1回：9名参加) 等

3 今後の対応

このような取組は、県内中小企業の人材確保・定着支援に重要であることから、今年度の実績を踏まえて、各事業の実施のタイミング・回数を改善し、ハローワーク等の雇用担当機関とも連携し、より効果的に進めていきます。

なお、この事業は、平成24年度国補正予算「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」への補助申請を現在行っているところです。

